

議員提出議案第 5 号



飯能市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

上記の議案を別紙のとおり、飯能市議会会議規則第13条の規定により提出
します。

令和7年9月30日

提出者	飯能市議会議員	加 涌	弘 貴
賛成者	同	熊 田	尚 子
同	同	小 野	ま り
同	同	パタソン	ひとみ
同	同	関 田	直 子
同	同	新 井	巧
同	同	平 沼	弘

飯能市議会議長 栗 原 義 幸 様

飯能市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

飯能市議会会議規則（平成４年議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第１８条第１項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第１８条第２項及び第３項中「承認」を「許可」に改める。

第２８条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に、「投票を備え付けの投票箱に投入する」を「投票する」に改める。

第４３条第２項中「審査」の次に「又は調査」を加え、「会議」を「議会」に改める。

第８３条第２項中「第８０条」の次に「(公述人の発言)」を、「第８１条」の次に「(議員と公述人の質疑)」を、「第８２条」の次に「(代理人又は文書による意見の陳述)」を加える。

第９９条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第１２４条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第１３８条第４項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の１項を加える。

- ５ 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第１４０条第１項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託するこ

とができる。

第140条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第140条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第142条第1項中「意見を付け、」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第151条中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に、同条ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第160条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第160条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

条文を簡潔で適切な表現に改める等所要の改正をするため提案するものである。

飯能市議会会議規則新旧対照表

改正後	改正前
(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回) 第 18 条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、<u>議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</u> 2 議員が提出した事件及び動議につき前項の<u>許可</u>を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。 3 委員会が提出した議案につき第 1 項の<u>許可</u>を求めようとするときは、委員会の<u>許可</u>を得て委員長から請求しなければならない。 (投票) 第 28 条 議員は、<u>議長の指示に従って、順次、投票する。</u> (委員会の審査又は調査期限) 第 43 条 省略 2 前項の期限までに<u>審査又は調査</u>を終わらなかったときは、その事件は第 37 条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、<u>議会</u>において審議することができる。 (参考人) 第 83 条 省略	(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回) 第 18 条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、<u>議会の承認を要する。</u> 2 議員が提出した事件及び動議につき前項の<u>承認</u>を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。 3 委員会が提出した議案につき第 1 項の<u>承認</u>を求めようとするときは、委員会の<u>承認</u>を得て委員長から請求しなければならない。 (投票) 第 28 条 議員は、<u>職員の点呼に応じ、順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。</u> (委員会の審査又は調査期限) 第 43 条 省略 2 前項の期限までに審査を終わらなかったときは、その事件は第 37 条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、<u>会議</u>において審議することができる。 (参考人) 第 83 条 省略

2 参考人については、第80条（公述人の発言）、第81条（議員と公述人の質疑）及び第82条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。

（動議の撤回）

第99条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

（答弁書の配布）

第124条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

（請願書の記載事項等）

第138条 省略

2～3 省略

4 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

5 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

（請願の委員会付託）

2 参考人については、第80条、第81条及び第82条の規定を準用する。

（動議の撤回）

第99条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

（答弁書の朗読）

第124条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、職員をして朗読させる。

（請願書の記載事項等）

第138条 省略

2～3 省略

4 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

（請願の委員会付託）

第140条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(請願の審査報告)

第142条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。

(1)～(2) 省略

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(携帯品)

第151条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し又は携帯してはならな

第140条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

(請願の審査報告)

第142条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

(1)～(2) 省略

2 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(携帯品)

第151条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し又は携帯して

い。ただし、病気その他の理由により <u>会議への出席に必要と認められる物で</u> <u>あって議長にあらかじめ届け出たもの</u> <u>については、この限りでない。</u> <u>(代理弁明)</u> <u>第160条の2 議員は、自己に関する</u> <u>懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委</u> <u>員会で一身上の弁明をする場合におい</u> <u>て、議会又は委員会の同意を得たとき</u> <u>は、他の議員をして代わって弁明させ</u> <u>ることができる。</u>	はならない。ただし、病気その他の理 由により<u>議長の許可を得たときは、こ</u> の限りでない。
--	---